

令和7年度 第4回文京区バリアフリー基本構想推進協議会

議事録（要旨）

日 時：令和8年1月23日（金） 午後14時00分～15時20分

場 所：文京シビックセンター24階 第一委員会室

出席者：委員26名（うち代理5名）、幹事13名、傍聴2名、事務局5名

○文京区バリアフリー基本構想推進協議会 委員名簿

No.	区 分	所 属	氏 名	出欠	
1	学識経験者	岩手県立大学 名誉教授	元田 良孝	出席	
2		東京大学大学院 工学系研究科 建築学専攻 准教授	松田 雄二	出席	
3	区民	障害者団体	文京区視覚しょうがい者協会	吉田 美奈子	出席
4			文京区肢体障害者福祉協会	松井 幸子	出席
5			文京区聴覚障害者協会	高岡 正	出席
6			文京区肢体不自由児者父母の会	住友 孝子	出席
7			文京区家族会	雄川 千枝子	出席
8			文京区知的障害者（児）の明日を創る会	賀藤 一示	出席
9		高齢者団体	文京区高齢者クラブ連合会	本間 君枝	出席
10		商店街	文京区商店街連合会	寺澤 弘一郎	出席
11	町会	文京区町会連合会	上田 泰正	出席	
12	地域員	文京区民生委員・児童委員協議会	佐古 陽子	欠席	
13	公募		鈴木 好美	出席	
14	公募		谷中 匡子	出席	
15	公募		柘植 直子	出席	
16	公募		山本 司	出席	
17	関係行政機関	国	国土交通省 関東運輸局 交通政策部 共生社会推進課長	平井 靖範	出席
18		東京都	東京都 都市整備局 都市基盤部 交通政策担当課長	荒井 大介	欠席
19	施設管理者	国道	国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所 交通対策課 建設専門官	菊池 信久	出席
20		都道	東京都 建設局 第六建設事務所 補修課長	藤木 健太郎	出席
21		都立公園	東京都 建設局 東部公園緑地事務所 管理課長	五十嵐 純	欠席
22	交通管理者	警視庁	富坂警察署 交通課長	中藤 大樹	代理
23			大塚警察署 交通課長	青木 政博	代理
24			本富士警察署 交通課長	秋田 恵	代理
25			駒込警察署 交通課長	三浦 秀一郎	出席
26	交通事業者	地下鉄	東京地下鉄株式会社 鉄道統括部 移動円滑化設備整備促進担当課長	倉本 広太郎	出席
27			東京都 交通局 総務部 技術調整担当課長	近藤 琢哉	代理
28		都営バス	東京都 交通局 自動車部 事業改善担当課長	内山 琢矢	代理
29		区コミュニティバス	日立自動車交通株式会社 運行部	坂口 央	欠席
30	関係事業者	医療法人社団 龍岡会 高齢者あんしん相談センター本富士 センター長	中谷 信夫	欠席	
31	オブザーバー	警視庁 交通部 交通規制課 都市交通管理室 都市交通管理系 主査	斎藤 遼	出席	

○文京区バリアフリー基本構想推進協議会 幹事名簿

No.	所 属	氏 名	出欠
1	文京区企画政策部長	新名 幸男	出席
2	文京区福祉部長	鈴木 裕佳	出席
3	文京区都市計画部長	鶴沼 秀之	出席
4	文京区土木部長	小野 光幸	出席
5	文京区企画政策部企画課長	川崎 慎一郎	出席
6	文京区企画政策部用地・施設マネジメント担当課長	岡村 健介	出席
7	文京区福祉部福祉政策課長	篠原 秀徳	出席
8	文京区福祉部障害福祉課長	永尾 真一	出席
9	文京区都市計画部都市計画課長	真下 聡	出席
10	文京区土木部管理課長	橋本 淳一	出席
11	文京区土木部道路課長	村岡 健市	出席
12	文京区土木部みどり公園課長	高橋 彬	出席
13	文京区教育推進部副参事（学校施設担当）	内山 真宏	出席

会議次第：

- 1 開会
- 2 議題
 - (1) 改定 バリアフリー基本構想（案）について
 - (2) 次年度の進め方について
- 3 閉会

配付資料：

- ・ 次第・改定スケジュール
- ・ 協議会委員名簿
- ・ 文京区バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱
- ・ 資料1 文京区バリアフリー基本構想（素案）に対する意見及び区の考え方
- ・ 資料2 区立小中学生へのアンケート調査結果
- ・ 資料3 文京区バリアフリー基本構想（案）
- ・ 資料4 次年度の進め方について

議事要旨：

1 開会

- ・ 配付資料の確認
- ・ 発言時のマイクの使用を依頼
- ・ 委員の出席状況等の報告
- ・ 会長あいさつ

2 議題

(1) 改定 バリアフリー基本構想（案）について

- ・ 真下幹事（都市計画課長）より資料1・2・3を説明

元田会長：ご説明ありがとうございました。議題1の改定バリアフリー基本構想（案）およびパブリックコメントの結果、小中学生アンケート結果に関しまして、ご質問・ご意見をお願いいたします。

鈴木委員：資料1の区民意見への区の考え方について、実際にどのように回答されているのでしょうか。また、資料2の小中学生アンケートは非常に有益な試みだと感じました。これは今回限りでしょうか。3年後など定期的に実施し、小中学生が成長に合わせてバリアフリーへの理解を深められるよう、カリキュラムに組むことは可能でしょうか。さらに、公園トイレの一般個室への緊急ボタン設置と、管理事務所がない場合等、押された際の対応はどうなっているのか伺いたいです。

真下幹事（都市計画課長）：パブリックコメントの結果は、本協議会での報告後、議会報告を経てホームページで公開いたします。子供アンケートについては、今回は改定に向けた意見収集として実施しましたが、目標年次の中間評価である5年後（令和12年度）を一つの目安として、継続のあり方を検討してまいりたいと考えております。

高橋幹事（みどり公園課長）：公園トイレの緊急ボタンは現在バリアフリートイレのみ設置しており、区役所や夜間対応業者へ繋がる仕組みですが、連絡先の明記が不十分な箇所がありましたので、今後徹底いたします。一般個室への設置については、他事例を研究し検討課題とさせていただきます。

鈴木委員：皆さん一緒に苦労し取り組んでいるが、一般の人に伝わっていないのが現状であると感じます。3、5、10年という期間はあると思いますが、1年に一回くらいはバリアフリーについて何かに触れる機会があると望ましいです。子どもたちの心のどこかに残るような機会を作れるとよいと思います。

真下幹事（都市計画課長）：現行のバリアフリー基本構想も毎年進捗状況をホームページに公表しています。そのような機会をとらえて、一層のバリアフリーの推進に努めたいと思います。

元田会長：お子さんの意見は率直でなるほどと思わされることがあります。

高岡委員：今までの10年間の取組を踏まえ、アンケートや協議会、地域懇談会での意見を丁寧に拾っていただいていると感じており、感謝いたします。私の立場からは、計画全体を通して「手話・手話言語」という言葉が出てこないこと、また手話を必要とする人である「ろう者」や「難聴者」という主体を表す言葉が出てこないことが気になっています。遠隔手話といったサービス名は出てきますが、手話言語は社会生活を営む人の権利に関わる言語です。パブリックコメントの動画は音声と文字だけで手話がありませんが、意思疎通のためには対等な情報を提供しなければならないはずです。文京区の「手話言語条例」や「意思疎通条例」を踏まえた取組としていただきたいと思います。バリアフリー法に基づいていることは承知していますが、法は最低限の記載内容を規定しているものであり、地域の実態を反映することが求められています。文京区の2つの条例の内容を基本構想の中でより明確に反映させることは、行政的にも理にかなうことだと思います。具体的に、新たな制度を作ってほしいということではありません。28ページの基本方針3「情報バリアフリーの推進」に、「多様な障害に配慮したコミュニケーション環境の充実を進める」とありますが、私は「情報・コミュニケーション環境」という表現にするよう何度も提案しています。バリアフリー情報だけでなく、社会一般の情報と、それに基づくコミュニケーションを充実させることは、両方一体のことだからです。手話を求める人の主体を明確にしてください。あちこちに音声、点字、多言語への配慮は書いてありますが、そこにぜひ「手話」を加えていただきたいのです。これは聞こえない人の言葉です。本日傍聴に来ている方は手話で84年生きてこられました。手話で生きている人には、手話なら伝わります。手話という言葉をぜひとも入れてほしいと思います。私は要望だけでなく、実際に12月27日の素案を持って、根津駅と東大前駅に出向きました。改札口が無人なのは困ることをお伝えしたところ、両駅とも助役さんが出てこられ、「今はすぐ対応できないがカメラで見ているので、待っていただければ必ず対応します」とお返事いただきました。このように、報告書に基づいて区民や障害者が施設に働きかける取組は非常に重要だと感じています。基本構想に基づく住民の行動を進めていきたいです。最後に避難所のタブレットについてですが、遠隔手話通訳ができる端末が置いてあります。総合避難訓練で実際に試したところ、ちゃんと手話通訳の方が出てきました。しかし、タブレットは1台しかなく責任者が持ち歩いているため、窓口に行けばいつでも使えるわけではありません。災害時に窓口でいつでも対応いただけることを前提に、運用を検討いただきたいです。

真下幹事（都市計画課長）：基本構想案では「情報のバリアフリーの推進」を基本方針に掲げ、コミュニケーション環境の充実も盛り込んでおります。手話を必要とする方も対象としており、個別の表現はしていませんが必要な記載はしています。具体的な表現や事例の追記については検討させていただきます。避難所のタブレットについても、担当部署へお声を伝えてまいります。

高岡委員：視覚障害者には音声・点字で伝える、外国人には多言語で伝える、と表記することと同じように手話という言葉も入れてほしいです。40ページに、特に無人改札口では…検討する、とありますが「検討する」というのはここだけです。ここは「対応する」という文章でなければいけないと思います。

真下幹事（都市計画課長）：法令が定められたことの表現を含めています。配慮事項では、手話への配慮についていくつか表現しており、障害特性はいくつかあるが必要な表現は記載していると認識しています。40ページへの指摘については、いったん検討させていただきます。

上田委員：情報のバリアフリーについて、60ページにある移動や施設利用だけでなく、行政が提供する「生活に関わる情報」のバリアフリー化も明記していただきたいです。先日も防災無線が伝わりにくいという要望に対し、区がコスト面で消極的な回答をした例がありました。生活に関わる情報が確実に伝わるよう、基本構想にも明記していただきたいです。

真下幹事（都市計画課長）：本構想はバリアフリー法に基づく「移動等円滑化」を主眼としておりますが、生活情報に関する表現についても、適した形がないか検討させていただきます。

元田会長：防災情報が聞こえないのは困るので検討いただけるとよいと思います。

鈴木委員：防災情報は本当に聞きにくいと思います。こちらは文京区役所です、というのが聞こえたあとには聞き取りにくいと常に感じているので一言申し上げました。

元田会長：別の地域では男声から女声に変わったら聞こえないという住民の声がありました。高齢者の方には、高い声が聞こえにくいことがあるようです。

真下幹事（都市計画課長）：担当部署にお伝えします。

元田会長：他はいかがでしょうか。

高岡委員：素案を説明する動画に手話通訳がなかったが、3月に成案となった段階で、ケーブルテレビなどで紹介する際には手話通訳を入れていただけますか。

真下幹事（都市計画課長）：動画については手話通訳までは考えていませんでした。持ち帰って検討したいと思います。

（2）次年度の進め方について

・真下幹事（都市計画課長）より資料2を説明

元田会長：現地に行くことが含まれるという理解でよいですか。

真下幹事（都市計画課長）：その通りです。

柘植委員：参加者について詳細を訪ねたいです。現時点での参加者は、区民委員と関係団体の当事者とのことでしたが、バリアフリー基本構想5ページに記されているとおりベビーカーを利用される方や子ども連れ、外国人を含めて対象として検討を行っているとおるよう、このような人の参加を検討するのでしょうか。

真下幹事（都市計画課長）：資料のとおり区民委員のご紹介で、関係する方の参加で実施を想定しています。その他の方々が、どのような形で参加できるか検討が必要と考えていますが、基本的にはここに参加する方を想定しています。

賀藤委員：心のバリアフリーワークショップでは、中心は物理的なことが多いですが、他の区の話を知ると、当事者を呼んで困りごとについて話をすると聞きますが、文京区では当事者を呼ぶことがあまりないです。私たちのような団体が知的障害を知ってもらうために、小中学校にチラシを配りたいというところだといわれます。文京区は学校にチラシを配ることへのハードルが非常に高いですが、協議会の承諾を得て取組をすることをした際に、学校にチラシやポスターを一枚でもおけるとよいと思います。理解してもらおうする際のバリアも大きいと感じており、検討いただきたいです。

真下幹事（都市計画課長）：毎年、福祉センターでワークショップを開催しており当事者参画を検討しております。今年度は障害当事者のお話を動画で話したり、手話体験や、視覚障害の見え方体験などを実

施しました。学校での周知や啓発のあり方については、教育委員会へお伝えしてまいります。

賀藤委員：福祉センターの取組は承知しています。心のバリアフリーに関しては、障害当事者の話を直接聞くキャラバン隊が重要です。当事者の話を聞かずに動画を流すだけではわからないことも多くあります。内閣府の企画した「ともともフェスタ」のように、実際に障害者体験をしてもらうことによって、何が困っていて何を推進していくべきか考えることができました。親の会からの目線も重視してほしいと思います。

元田会長：他にありますか。

高岡委員：障害当事者が入るのが大事だと思います。まちあるきも、車いすの方などの当事者と一緒にまちを歩くことをおねがいしたいです。シビックセンターでやるので移動に支障はないと思いますが、様々な障害当事者と歩けるようにしてほしいです。

真下幹事（都市計画課長）：まちあるきの参加者には、幅広い障害特性の方に参加していただき、意見をいただけたらと思います。

元田会長：全体を通して何かありますか。

松田委員：当事者が参加するワークショップの重要性について、資料1の3ページ目の一番下にある「利用者目線の意見」という項目を拝見し、改めて考えさせられました。具体的には、車いす使用者用のトイレに子供用椅子を設置すると、スペースが狭くなり不便であるという意見がある一方で、子供を連れた車いす利用者やベビーカー利用者にとっては、非常に重要な設備であるという視点も示されています。このように、様々な立場から意見交換を行うことで、初めて次の一步に繋がるのだと感じています。パブリックコメントのような一方通行の形式では、具体的に何に困っているのかが伝わりにくく、多角的な議論になりにくい側面があります。その点、まちあるきは非常に良い機会ですので、ぜひ多様な方々に参加していただきたいと考えています。また、前回や前々回の協議会でも重度障害者のご家族から貴重なご意見をいただきましたが、こうしたご家族の方々にも参加いただけると、メンバーにとって非常に重要な知見が得られると思います。心のバリアフリーワークショップについても、先ほど賀藤委員からお話があったように、動画で得られる知識と、実際に当事者の方を前にしてお話をしたり体験したりすることでは、情報の質が全く違います。例えば、知的障害についての「体験」は想像が難しいかも知れませんが、特有の手先の動かしにくさを体験するワークショップなど、様々な手法が開発されています。当事者の声を直接聴ける機会を設けることは、非常に素晴らしい取組になると期待しています。

元田会長：賛成です。様々な障害の方に見ていただくことが重要です。

山本委員：多様な方々にまちあるきへ参加いただくことに賛成いたします。自分たちだけでは気づくことのできない視点や感覚を学ぶ貴重な機会になると考えています。資料3のデータによりますと、文京区の人口約23万5千人のうち、約9万人もの方々が何らかのバリアを抱えている状況にあります。介助者も含めれば、区民の約半数の方に関わる問題と言えます。「このまちに来れば誰もが楽しめる、生活しやすい」と感じていただけるような環境づくりを、ぜひ進めていきたいと考えています。

谷中委員：私自身、当事者目線の重要性を痛感しております。以前、息子が電動車いすで外出した際、盲導犬を連れた方と遭遇しました。盲導犬は服を着ているため、周囲が道を譲る様子が見受けられましたが、大きな電動車いすでは避けることが難しく、どう対応すべきか家で議論になりました。やはり、ご本人に直接聞いてみないことには分からないことがあると実感しています。自分自身の障害だけでなく、他の方の意見や生活環境についても勉強しなければ、真に平等なバリアフリーは実現できないと感じています。また、最近は災害時のバリアフリーについても非常に危惧しております。大学の授業中に

火災報知機が鳴り避難した際、エレベーターが停止しました。一般の方は階段で避難できますが、重度障害者は自力で降りることができません。おんぶや抱きかかえての避難は、座位が保てない方にとっては車いすとセットでなければその後の行動が困難になります。現状では高層階での授業を受けることに不安を感じざるを得ません。災害時におけるバリアフリーのあり方について、真剣に考える必要があると感じています。

元田会長：盲導犬使用経験者として、吉田委員から何かご発言はありませんか。

吉田委員：周囲の方に声が届くのであれば「止まってください」と言えばいいですし、「ここに車いすがいるよ」と伝えていただければ大丈夫です。もし止まっていただければ、より嬉しく思います。盲導犬については、犬自身が周囲を避けて歩きますので、心配はいりません。

高岡委員：全体的なことですが、このバリアフリー基本構想の検討はバリアフリー法に基づいていると思います。法は何度も改正されて現行法となり、それに基づく基準も定められていますが、この中に情報コミュニケーションに関する内容がどの程度含まれているのか伺いたいです。主な基準やガイドラインも改定されており、令和6年には意思疎通に関する条例も施行されましたが、まだ基準等には十分に反映されていないと感じます。ソフト面での対応や役務の提供についても記載はありますが、よりハイレベルな対応が盛り込まれるべきです。高齢者、乳幼児、外国の方など、すべての人にとって移動や施設の利用には情報が不可欠ですので、意識改革を行い、より重視して取り組んでいただきたいと思えます。

真下幹事（都市計画課長）：情報のバリアフリーにつきましては、今後、関連規定等に反映されてくる見通しです。現在は、基準に上乘せする形で配慮事項をまとめており、その中で情報への配慮についても触れています。引き続き、国の動向も注視しながら、計画への記載を充実させていきたいと考えています。

元田会長：以上で本日の協議を終了したいと思います。

真下幹事（都市計画課長）：本日もご協議いただき、ありがとうございました。本日も報告いたしました「まちあるき」についてですが、4月21日の火曜日と、5月11日の月曜日を予定しております。多くの関係する方にご意見をいただきたいと思っておりますので、ぜひ皆様からご参加、あるいはご紹介をいただいて実施してまいりたいと考えています。ご案内などができましたら、皆様にご通知させていただきますので、よろしく願いいたします。

3 閉会

以上